

## 豊中市ペットの一時預かりボランティア募集要項

### ■ 事業概要

市では高齢者等が入院等健康上の理由により一時的にペットの飼養継続が困難となった際に、ペットの一時預かりを行うボランティアを募集します。本事業は、飼い主が入院等する際にペットが取り残され、不適正飼養や殺処分に陥ることを防止するとともに、飼い主が安心して治療や療養に専念できる環境を整備することで、動物愛護の推進と人の福祉の向上の両面から地域を支えることを目的としています。

### ■ 活動までの流れ・活動内容

- ① 本募集要項に記載の内容を理解した上で、ボランティアの登録申請を行います。
- ② 市が実施する講習（オンラインまたは対面）を受講します。
- ③ 登録内容の審査及び講習会の受講が完了した後、市からボランティア登録が完了した旨を通知します。
- ④ 市が指定するボランティア保険に加入します（費用は市が負担し、市が取りまとめの上加入します）。
- ⑤ 以下のいずれかの方法で、利用者が飼養するペットの飼養管理（散歩や給餌・給水、トイレの処理などの基本的な世話）を行います。
  - (a) **在宅ボランティア**：ボランティア自身の自宅でペットを預かり、飼養管理を行う。
  - (b) **通いボランティア**：飼い主が在宅で療養中等の場合に飼い主宅へ通い、ペットの飼養管理を行う。

※ 飼い主宅までの交通費の他、ペットの食費やペットシート等、通常ペットの飼育に必要な費用は、飼い主負担となります。
- ⑥ 必要に応じて、市及び飼い主と連携し、動物病院への受診等を行います。

※ 動物病院への受診が必要と考えられる場合は、原則として市へ連絡し、対応を協議します。受診費用は飼い主負担となります。
- ⑦ 週に1回程度、ペットの状況や様子について電話やメール等で市へ報告します（定期的に市の担当職員から連絡します。ただし、預かったペットの様子に変化がある場合は、速やかに市へご連絡ください。）。

### ■ 対象となる動物

入院、療養、施設入所その他健康上の理由により、一時的にペットの飼養継続が困難となった市民が飼養する犬・猫で、市が本事業の利用が必要と認める場合とします。

※種類や頭数は事前に相談のうえ調整します。

## ■ 活動期間

飼い主の入院期間等に応じて数日～数週間程度

（活動期間はボランティアの方の希望により可能な期間を設定します。また、最長でも3カ月までとし、期間の延長は2回までとします。）

## ■ 応募条件

- ① 動物の飼養経験がある、または飼養に理解がある方
- ② 市内在住または市内で活動可能な18歳以上の方
- ③ 市が指定するボランティア保険に加入できる方（市で取りまとめの上加入します）
- ④ 市が実施する講習を受講できる方
- ⑤ その他、ボランティア遵守事項（別紙）を遵守できる方

### 【在宅ボランティアを希望する場合のみ必要な条件】

- ⑥ 預かるペットを適正に飼養できる環境を確保しており、集合住宅または借家に居住している場合は、動物の飼養が認められている方
- ⑦ 本事業への参加について、同居者全員の理解と同意を得ている方
- ⑧ 同居者を含め、預かるペットの飼養に支障となる健康上の問題がない方

## ■ 注意事項

- ・ ボランティア保険に加入の上で活動していただきますが、預かり中の事故（ペットの体調悪化・死亡、逸走、咬傷事故、物損、ボランティアのケガ等）については、活動開始前に、飼い主・ボランティア双方へ十分に説明し了承を得るとともに、緊急連絡先や動物病院の受診方法、費用負担等について、市、飼い主、ボランティアの三者で確認を行います。
- ・ 飼い主の入院期間の延長や退院の見通しが立たない場合に備え、活動開始前に最長預かり期間を設定し、その後の対応についても確認します。
- ・ 在宅ボランティアとして登録する場合は、活動開始前に写真等にて飼養環境の確認を行います。また、集合住宅または借家にお住まいの場合は、ペットの飼養条件について管理規約等で確認を行います。
- ・ 通いボランティアの活動は、ペットの給餌・給水、排せつ物の処理、散歩その他飼養管理に必要な範囲に限ります。飼い主宅への立入範囲、鍵の管理方法、実施内容等は、活動開始前に市、飼い主、ボランティアの三者で確認します。
- ・ ボランティア登録後、動物の種類や性格、活動可能地域等を踏まえ、市が個別に活動を調整します。すぐには活動の依頼がないこともあります。
- ・ 活動依頼があった場合でも、ボランティアの都合や受入れ状況により、お断りいただくことも可能です。
- ・ 活動を通じて知り得た飼い主や家族、動物に関する情報を、本人の同意なく第三者

に漏らさないでください。また、活動中に撮影した写真や情報を SNS 等に投稿することはできません。

- ・ ボランティアが本要項または遵守事項に反する行為をした場合、その他活動の継続が適当でないと認めた場合は、登録を取り消し、または活動を中止する場合があります。

## ■ 申込方法

以下のアドレスまたは二次元コードから電子申込システムでお申し込みください。

【ペットの一時預かりボランティア登録申請 電子申込システムアドレス】

[https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList\\_detail?tempSeq=12109](https://apply.e-tumo.jp/toyonaka-city-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12109)



電子申込システムが利用できない場合は、窓口でのお申込みも可能です。事前にご連絡の上、以下の書類を問い合わせ先窓口までご持参ください。

(必要書類)

- ・ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ・ 在宅ボランティア希望の場合、飼養場所の写真
- ・ 在宅ボランティア希望で集合住宅または借家にお住まいの場合、ペットの飼養が可能であることが確認できる管理規約等

申込み後、市から審査結果や講習等について連絡します。講習の受講や必要事項の確認ができ次第、ボランティアとして登録するとともに、登録が完了した旨を通知します。登録完了後は、飼い主からの依頼状況に応じて、市から個別に活動の依頼をします。

## ■ その他

活動は無償で行っていただきますが、講習会を受講し、ボランティア登録が完了した方にマチカネポイント 500 ポイントを進呈します。ポイント付与の手続きは、登録後に別途ご案内いたします。

## ■ 問い合わせ先

〒561-0881 豊中市中桜塚4丁目11番1号

豊中市 健康医療部 保健安全課 生活衛生係（豊中市保健所 1階 5番窓口）

電話：06-6152-7321 FAX：06-6152-7321

(別紙)

## 豊中市ペットの一時預かり事業 ボランティア遵守事項

私は、豊中市ペット一時預かり事業の趣旨を理解し、ボランティア登録にあたり、次の事項を遵守することを誓約します。

- ☐ 1.豊中市からの連絡に対し、速やかに対応します。
- ☐ 2.預かり期間中は、ペットの世話ができる体制を確保します。
- ☐ 3.動物の愛護及び管理に関する法律その他関係法令を遵守し、適正な飼養管理を行います。
- ☐ 4.猫を預かる場合は、屋内で飼養します。
- ☐ 5.預かり中のペットに疾病、負傷その他の異常が認められた場合は、速やかに豊中市へ連絡します。
- ☐ 6.ボランティア活動を通じて知り得た情報（個人情報を含む。）を漏らさず、活動終了後も同様とします。
- ☐ 7.預かったペットに愛情と責任を持って接し、その福祉に十分配慮します。

(記入日) 令和      年      月      日

住所

〒

---

氏名 (自署)

---